

瑞穂町企業誘致促進事業の概要

町の特徴

都心から北西約40km圏、西多摩地域東部に位置し、国道16号を中心として先端技術関連製造企業が集積した地域。

1,594事業所(平成18年事業所・企業統計調査)があり、その内製造業は、493事業所で、多摩地域で4番目に多い。工業製品出荷額は、3269億17万円(平成21年工業統計調査)で、多摩地域で5番目に多い。狭山丘陵をはじめとして、緑豊かな自然環境に恵まれた地域。

事業のポイント

- ・活力あるまちづくりを目的とし「町民に対する多様な雇用の場の確保」「まちの活性化・賑わいの創出」「税収の確保」を目指し、企業誘致を促進する。
- ・日本経済の屋台骨を支えるものづくり産業(製造業)を中心にさまざまな業種を対象として、企業誘致を進める。
- ・首都圏西部地域広域基本計画と連携し、広域的なネットワークを活用して、イノベーションの創出を図り、世界有数の先端ものづくり地域の形成を目指す。

企業誘致促進事業

1. 指定業種 ものづくり産業(製造業)を中心とし、情報通信業、学術・開発研究を行う業種。
2. 指定要件 町内に上記の業種の用に供する事業施設を新設した企業で、下記の条件をいずれも満たすもの。
事業所の敷地面積が500㎡以上であること。
業績の安定性、信頼性等が優良又は優良であることが見込まれること。
地域の特性に適合し、事業に関し環境の保全に必要な措置が講じられていること。
新設する事業所の施設及び事業内容が、法令等に適合していること。
国税、都道府県税、市町村税を滞納していないこと。
3. 奨励制度 施設設置奨励金
事業開始日の属する年度の翌年度から3年間、納付した固定資産税及び都市計画税額を施設設置奨励金として交付。
ただし、2年目は3/4、3年目は1/2の交付。

その他関連支援策

1. 融資制度 瑞穂町中小企業振興資金融資あっせん制度の開業資金の要件と融資限度額、返済期間を見直し、新たに事業を開始した企業を支援。
「町内で2年以上住所を有し」を廃止、限度額を1千万円から3千万円に引上げ、返済期間を84ヶ月から120ヶ月に延長。